

# 安全報告書



2023年度  
西鉄観光バス株式会社

<b>1. 輸送の安全に関する基本的な方針</b>	・・・2
<b>2. 2022年度における事故統計（自動車事故報告規則第2条に基づく件数）</b>	・・・2
<b>3. 2022年度 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況</b>	・・・3
<b>4. 2022年度 輸送の安全のための取り組み状況</b>	・・・4～9
1. 安全体質の底上げ	
2. 完全輸送運動の積極的展開	
3. 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認	
4. 乗務員の健康に起因する事故防止	
5. その他の取り組み	
<b>5. 2022年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施</b>	・・・10～13
1. 運転士に対する教育	
2. 運行管理者に対する教育と活動内容	
3. 西鉄グループで開催する各種大会等への参加	
4. 交通安全啓発運動への参加	
<b>6. 2022年度 輸送の安全に関する内部監査の実施</b>	・・・14
<b>7. 2023年度 輸送の安全に関する目標および重点施策</b>	・・・14～17
1. 輸送の安全に関する目標	
2. バス事業における総合安全プラン2025に基づいた目標の設定	
3. 輸送の安全に関する重点施策	
4. 輸送の安全に関する計画	
<b>8. 貸切バス事業者安全性評価認定</b>	・・・17
<b>9. 安全投資および車両故障防止の取り組み</b>	・・・18～20
<b>10. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について</b>	・・・21
<b>11. 安全統括管理者</b>	・・・22
<b>12. 安全管理規程</b>	・・・22
別紙1 安全管理規程	・・・23～27
<b>13. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制</b>	・・・22
別紙2 輸送の安全に関する2023年度の計画	・・・28
別紙3 西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制	・・・29
別紙4 組織体制および指揮命令系統図	・・・30
別紙5 事故、災害発生時の報告・連絡体制	・・・31

弊社では、「最も優先されるのはお客様の安全である」を理念に掲げ、より安全で質の高いサービスを提供し続けるための人材の育成と職場風土づくりに取り組んでおります。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 西鉄グループ安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

## 2. 2022年度における事故統計 (自動車事故報告規則第2条に基づく件数)

事故件数 (2022年度)      0件  
該当する事故は発生していません。

### 3. 2022年度

## 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2022年度の輸送の安全に関する目標および達成状況は下記の通りです。

#### (1) 有責事故の削減

目 標	達成状況
2022年度前年度実績対比11%以上の削減	11%の減少 [達成]

#### (2) 事業用自動車総合安全プラン2025に基づく目標

目 標	達成状況
① 有責死亡事故                      ゼロ	0件 [達成]
② 有責人身事故                      ゼロ	0件 [達成]
③ 有責乗客負傷事故                ゼロ	0件 [達成]
④ 飲酒運転による運行              ゼロ	0件 [達成]
⑤ 重大有責事故                      ゼロ	0件 [達成]
⑥ 横断歩道上の有責事故            ゼロ	0件 [達成]
⑦ 乗務中の携帯電話に 関する不祥事                      ゼロ	0件 [達成]

## 4. 2022年度 輸送の安全のための取り組み状況

2022年度は下記の重点施策について取り組んで参りました。

### 1) 安全体質の底上げ

① 確実な確認 ⇒ 正しい判断 ⇒ 基本通りの操作手順の遵守

- ◆ 出発時(発進時)は、指差・確認を行った後、運転操作を開始することを実施し、右左折時の一旦停車後も同様の指差・確認を確実に行う事をドライブレコーダー等を活用し、指導・教育を徹底しました。
- ◆ 後退時の固定物接触事故防止として、引き続き後方の安全を確実に確認する「3秒ルール」の指導・教育、「後退時2段階停車」の実施を徹底しました。

#### 《3秒ルールとは》

- ・ 発車時3秒の確認（左、前、右、右下、車内、直前）を行い発車操作を行う。
- ・ 後退時には、後退開始前に後退の案内を行い、車内と後方の安全確認を3秒行い後退を開始する。
- ・ 前方を走行する車両との必要車間秒数を3秒（高速道路では4秒）あけることで、安全な車間距離が確保され安全運行となる。

#### 《後退時2段階停車とは》

- ・ 後退時に停車させる位置より3m手前で一旦停車し、バックアイカメラを確認し再度後退することで接触事故を防止する。

② 遅延による先急ぎの心理を抑える、3秒ルールの遵守

- ◆ 業務常会等において各種通達及び乗務の手引き、ドライブレコーダーの映像等を基に、安全体質の底上げを図る教育の継続的实施を行いました。

## 2) 完全輸送運動の積極的展開

### ①事業所毎にテーマを設定した小集団活動によるグループ討議の実施

安全意識の更なる向上を目的に、改めて「決まり事の遵守」について指導すると共に、事故発生時のドライブレコーダーの映像を視聴させ、原因と対策をグループ討議し、具体的な取組みを決定させて実行しました。



### ②ヒヤリハット、事故の芽情報の収集、共有化、活用

具体的なヒヤリハット情報の集約を積極的に行いましたが、件数が依然として少なく数を増やすことが課題としてあったため、新たな取り組みとして、福岡県内の他社バスとヒヤリハットに関する情報交換を行い、情報共有を図ることで再発防止の徹底を行いました。

所属	観光福岡	氏名	田邊 法美	グループ名	場 所
『ヒヤリハット体験メモ』					
ヒヤリハットした時 2014年 5月19日 10時10分頃 福岡市 市ノ尾					
『事業になるのなら、どんな事故』					
概 要		当該車は、農業少年団の寮から学校にお送りする際、国道385号線を特設の対面通行車線を認められたものを行くと思いつながら特設は軒で右カーブを進行した際、当該車を前方後方カメラと関係者のカメラで撮影したものの、		[略 図]	
今回の原因 見通しの悪い狭路道路で、対向車を認められたにも関わらず止まらなく進行した。					
対策 狭路道路では、予測運転を徹底し、カーブ手前では、十分に減速を落とし対向車を認めた時は必ず停車する。					
【関連営業所】 観光・観光バスを所有の営業所					
ポイント 国道385号線のカーブは必ず中央線をわり離合が困難なため対向車を認めたら必ず停車する。					

この道路状況で大型車両がきたらどうしますか(予測運転)

対向車を認めたがそのまま進行し一番狭い場所で離合し接触

### ③改善提案の推進

事業所毎に、業務常会年間スケジュールを立案し、自主的な運営内容を明確にすることで、完全輸送運動への参画意識の浸透を図りました。

### 3) 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

#### ①事故分析結果を活かした指導・教育

後退時2段階停車の完全実施、発車時のオーバーハングによる事故防止のため、安全なハンドル操作の仕方など各支社での惹起案件を映像視聴や構内での実技による指導を実施しました。尚、社外で後退を始める際には無線を利用し、乗務員が「バックします」との連絡を行い、運行管理者が「上下、左右を確実に窓開け確認を実施してください」と指示をすることで、同様の事故の再発防止策を講じました。

#### ②個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進

ドライブレコーダー映像のチェックを行い、各人が完全に決まり事を実施出来ているのかを確認し、出来ていない者へは、個人面談を実施することで、改善を求め映像の確認を繰り返して指導を行いました。尚、改善の無い者へは乗務をさせず、上、実技教育を行い完全実施する事を指導しました。



#### ③運行管理者の力量向上の推進

毎月1日に管理者ミーティングを実施し、前月の事案を振り返り対応が適切であったか、迅速であったか等を検討し、より良い対応が出来るように情報の共有を行った。また、PDCAサイクルの継続的な取組みを行うため、運輸安全マネジメントセミナーへ積極的に参加させ、更なる安全管理体制の向上を図りました。

## 4) 乗務員の健康に起因する事故防止

- ①運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育
- ②乗務前の確認事項を活用した点呼時の健康状態および睡眠状態の確認と記録
- ③平時の疾病（リスク）の把握、管理
  - ◆健康管理台帳を基に乗務員の健康状態を把握（毎月）
  - ◆業務常会の中で、生活習慣病の予防や日常生活の中で運動量を増やすコツ等の教育を行うことで、健康増進に関する意識の向上を図りました。
- ④急病を未然防止する効果的な検査の導入実施
  - ◆MRI検査の実施検討
  - ◆58歳に達した乗務員に頸部エコー検査の実施
  - ◆トレッドミル検査の実施（48歳以上/3年間隔）
  - ◆ピロリ菌検査の実施（35歳以上/5年間隔）
- ⑤健康に起因する事故防止を鑑み、健康診断結果の確実な把握とともに、会社補助による日帰り人間ドックの推奨を促しました。
- ⑥運行中の暴飲暴食の厳禁と十分な水分補給を指導。



## 5) その他の取り組み

### ■ 経営トップによる職場巡回の実施

毎月1日、17日に経営層による職場巡回を実施し、各職場担当者との意見交換、各職場の問題点の聞き取りや改善提案などの情報収集を行いました。



### ■ 乗務中の携帯電話使用禁止のための取り組み

乗務中は携帯電話を身につけることを禁止し、車両内の定めた保管場所に収納するよう指導しております。また、適切に保管されているかを管理者が運行中の待機場所等へ出向き、定期的にチェックしました。



### ■ 交通安全啓発活動

福岡県内で実施される啓発活動（飲酒運転防止活動交通安全運動）などにはできる限り参加し啓発活動を行うと共に、社員の意識高揚を図りました。



## ■ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス対応ガイドライン改定により、車内における飲食やカラオケの利用が可能となり、バスガイドのお客様向きでの案内も出来るようになりました。会社内や従業員は、感染拡大防止のため、引き続きマスク着用を行い、手指消毒や健康チェック(体温報告)は現状のまま行いました。お客様には、バス車内において可能な限り、マスク着用の協力を呼び掛け、感染リスクをできるだけ下げる措置を講じ、安全安心なバスを提供することに努めました。

## ■ 飲酒不祥事に対する意識の共有（過ちは繰り返さない）

毎月24日を【飲酒不祥事信頼回復の日】と制定しており、記憶の風化防止と現状の意識の確立をめざし運行部による巡回を行っています。また、宿泊先での飲酒点検においては宿泊先へ出向き、宿泊乗務員のアルコール検知立会を行い、会社が如何に危機感を持って取り組んでいるかを理解させる活動を行いました。本年度は不祥事発生から9年経過しており、当時の状況を実感として理解していない従業員もいるため、「過ちは繰り返さない」と題して、DVD鑑賞、当時の惹起内容及び過去に発生した西鉄グループ内の飲酒不祥事案を振り返り、「この不祥事はなぜ起きたのか？」という議題にてグループ討議を行い、改めて二度と同じ過ちを繰り返さないことを全従業員で誓いました。



## 5. 2022年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

### 1. 運転士に対する教育

#### (1) 新人運転士に対する教育

- ① 構内に独自のコースを有する「西鉄バス研修センター」での研修（基本22日間）
  - ・ 基本運転操作実技教習(所内・路上)
  - ・ 異状発生時の対応、事故防止訓練
  - ・ 接客マナー、ハラスメント研修、コンプライアンス研修、人権研修 など
- ② 上記①の研修終了後、自社にて道路状況・交通状況に応じた実地訓練（基本57日間）
  - ・ 「確認・判断・操作」手順に基づく実技教習
  - ・ 宿泊施設進入経路を含んだ観光行程の実技教習
  - ・ 夜間走行教習（基本2日間）
  - ・ 観光地での宿泊教習（基本1回以上）

※②の教習では、  
一次検定→二次検定  
→最終検定に  
合格して単独乗務を  
許可しております。



#### (2) 入社5年未満運転士研修

単独乗務となり経験を積むと、決められたルールが自己流となりがちであるため、車両感覚の確認や実感訓練、安全な運転操作のブラッシュアップを目的としております。

### (3) 技量向上研修(入社5年未満運転士)

入社後5年未満の運転士による事故の増加により、改めて西鉄バス研修センターにて、見極めを行った後、15日間の技量向上特別研修を行いました。各人の判断・操作・確認等の自己流になっている癖や特徴を再認識させ、再度基本から教習を実施しました。

### (4) 積雪・凍結時等の運行に対する教習(山間部教習)

積雪・凍結などの異常気象時の路面状態に応じた運転操作やチェーン装着などの安全運行に関する事前措置について教習しています。特に積雪の中では、安全な場所で素早く確実にチェーン装着しなければ手がかじかみ装着が困難になることや、急発進、急ハンドル、急ブレーキの無い運転操作を実践でないと実感できないことを体験させています。また、山間部等による効果的な排気ブレーキの活用等、安全運行のために早め早めの対応が必要なことを認識させ教習しています。

### (5) 事故惹起者教習

事故の原因に対する再発防止のため  
実感訓練を実施しています。  
(実技・机上/ 3~5日間)

#### 【訓練内容の事例】

後退することが困難な状態を  
自社構内に再現し、

- 1.下車して後退するルートの確認
- 2.指差確認
- 3.バックモニター(バックアイカメラ)での確認を確実に実施する教習を行うなど、事故の再発防止に努めています。



## 2. 運行管理者に対する教育と活動内容

### 指導力・対応力向上のための研修

運行管理者としての指導力や対応力の向上を図るため研修等に参加し、レベルアップを図っています。

#### 《参加・実施した主な研修》

- N A S V A主催セミナー  
リスク管理セミナー・ガイドラインセミナー
- 西日本鉄道株式会社 主催  
西鉄バスグループ運行管理者合同研修会
- 毎月1日の管理者ミーティング
- 事故発生時の対応 1月  
事故発生時における現場での確認事項や事故処理の仕方、報告書の作成の仕方、ポイント等を改めて管理者に対し運行部にて研修を行いました。

## 3. 西鉄グループで開催する各種大会等への参加

- ・ 事故防止・飲酒運転防止研修会
- ・ 西鉄バスグループ安全推進大会
- ・ 西鉄バス完全輸送運動大会
- ・ 西鉄グループ飲酒運転撲滅大会

## 4. 交通安全啓発運動への参加

警察やバス協会及び地域と連携のもと、各種交通安全運動に積極的に参加し、事故防止の啓発に取り組みました。



- ①春の全国交通安全運動・交通安全県民運動  
2022年04月06日～2022年04月15日
- ②夏の交通安全県民運動  
2022年07月10日～2022年07月19日
- ③飲酒運転撲滅週間  
2022年08月08日～2022年08月25日
- ④秋の全国交通安全運動・交通安全県民運動  
2022年09月21日～2022年09月30日
- ⑤年末の交通安全県民運動  
2022年12月11日～2022年12月31日
- ⑥年末年始の輸送等に関する安全総点検  
2022年12月10日～2023年01月10日
- ⑦バス無事故運動  
2022年12月10日～2023年01月10日
- ⑧バス年末年始無事故運動  
2022年12月01日～2023年01月31日

## ■ お客さまのお出迎えおよび安全誘導の実施

修学旅行などの学生団体については、管理者等によるお出迎えとともに、駅などの施設からバス駐車場への移動時には安全を確保するため、安全誘導を管理者や乗務員が一丸となり実施しました。  
(博多駅筑紫口駐車場など)



## 6. 2022年度 輸送の安全に関する内部監査の実施

運輸安全マネジメント制度および弊社の『輸送の安全に関する方針』に基づき、安全統括管理者に対する内部監査や経営トップへのインタビュー及び、亀の井バス(株)との会社相互間クロス監査を実施し、安全の確保に関する自らの関わりの状況、安全管理体制の現状と課題など、その有効性を確認しました。

また、日常的な運行管理の状況についても定期的な現地チェックを実施し、その都度改善指導を行うとともに、安全管理体制全般の総括会議として「安全マネジメントレビュー会議」を年2回実施しました。

## 7. 2023年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

2023年度の重点施策として下記の項目を設定し、事故防止に努めて参ります。

### 1 輸送の安全に関する目標

#### (1) 有責事故件数の削減

- ・ 目標達成のため事業所毎に目標件数を設定します。
- ・ 2023年度は前年度目標対比12%以上の削減に取り組んで参ります。

### 2 バス事業における総合安全プラン2025に基づいた目標の設定

下記のとおり目標を定めます。

①有責死亡事故	ゼロ
②有責人身事故	ゼロ
③有責乗客負傷事故	ゼロ
④飲酒運転による運行	ゼロ
⑤重大有責事故	ゼロ
⑥横断歩道上の有責事故	ゼロ
⑦乗務中の携帯電話に関する不祥事	ゼロ

※重大事故とは「自動車事故報告規則第2条」に定める事故

### **3 輸送の安全に関する重点施策**

#### **1) 安全体質の底上げ**

当社の事故の特徴である動かない物への接触を防止するため、  
ルール完全順守を目指し、一人当たり最低10分以上のドライブレコーダーのチェックを全乗務員に対して毎月実施、  
「右左折時一旦停車・発車時の指差確認・携帯電話の保管場所」を重点確認項目と定め、確認を行い、結果の個人面談を行う事で「確認、判断、操作」が適切に行える体質の醸成を図ります。

#### **必ず実行する主な事項**

- ・扉を確実に締めてから指差・確認を行い、運転操作を行う
- ・後退時2段階停車  
(後退開始前の無線発信、指差・確認後に後退開始を行う)  
(停車位置より3m手前で一旦停車、バックアイカメラの確認実行)
- ・右左折時の横断歩道直前での一旦停車(停止し歩行者を探す)
- ・3秒ルールの徹底  
(発車・後退開始前3秒の指差・確認、必要車間秒数3秒(高速道路は4秒)の確保)
- ・異常発生時には必ず速やかに管理者へ報告  
(乗務前の健康状態と生活習慣の改善を含む)
- ・車内における感染予防対策の実施(外気換気、消毒など)

#### **感染予防対策と安全運行**

- ・バス車内での感染防止として、運行中の車内換気とお客様が手指の消毒を行えるように、車内に薬剤の常備を継続して行います。
- ・体調管理等も考慮し、点呼時による対面での健康確認を実施し、これを運行管理表に記録し管理する体制を継続して参ります。
- ・運行中に体調など異常が発生時には、速やかに停車し運行管理者に報告するよう継続的に指導教育を行います。



## 2) 完全輸送運動の積極的展開

- ① 事業所毎にテーマを設定した小集団活動によるグループ討議の実施
- ② ヒヤリハット、事故の芽情報の収集、共有化、活用
- ③ 改善提案の推進
- ④ I Tを活用したコミュニケーションの強化
  - ◆ 事業所毎に、業務常会年間スケジュールを立案し、自主的な運営内容を明確にすることで、完全輸送運動への参画意識の浸透を図って参ります。

## 3) 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

- ① 事故分析結果を活かした指導・教育
- ② 個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進
- ③ 運行管理者の力量向上の推進
  - ◆ コミュニケーション・問題解決力の研修会に参加させ、指導力の向上を目指します。
  - ◆ P D C A サイクルの継続的な取組みを行うため、運輸安全マネジメントセミナーへ積極的に参加させ、更なる安全管理体制の向上を図ります。

## 4) 乗務員の健康に起因する事故防止

- ① 運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育
- ② 乗務前の確認事項を活用した点呼時の健康状態及び前日の睡眠状況の確認
- ③ 平時の疾病（リスク）の把握、管理
  - ◆ 健康管理台帳を基に乗務員の健康状態を把握（毎月）
  - ◆ 業務常会の中で、生活習慣病の予防や日常生活の中で運動量を増やすコツ等の教育を行うことで、健康増進に関する意識の向上を図ります。

- ④急病を未然防止する効果的な検査の実施
  - ◆ 58歳に達した乗務員に頸部エコー検査の実施
  - ◆ 脳MRI・MRA検査の実施（43歳以上/5年間隔）
  - ◆ トレッドミル検査の実施（48歳以上/3年間隔）
  - ◆ ピロリ菌検査の実施（35歳以上/5年間隔）
- ⑤「歩こう会」等の実施による健康増進に関する取組みの推進
- ⑥健康に起因する事故防止を鑑み、健康診断結果の確実な把握とともに、会社補助による日帰り人間ドックの推奨することで疾患の早期発見を図ります。
- ⑦運行中の暴飲暴食の厳禁と十分な水分補給を指導。

## 4 輸送の安全に関する計画

弊社では、事故防止策の検討・情報の共有強化策として、別紙2のとおり各種会議を開催し、安全マネジメントの取組みを積極的に推進して参ります。

別紙2【輸送の安全に関する2023年度計画】参照

## 8. 貸切バス事業者安全性評価認定

弊社は、貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく最高ランクの「三ツ星」の認定を受けております。

【貸切バス事業者安全性評価認定制度とは】

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について厳しい評価認定が行われるもので、お客様により安全性の高い貸切バス事業者を選択していただくために平成23年度から開始された制度です。



## 9. 安全投資および車両故障防止の取り組み

### 1. 2022年度 安全投資等の取り組み

項目	内 訳
運行管理	①IT点呼用アルコール検知器の校正を実施 50台
安全運転支援	①バックソナー（超音波ソナーシステム） 5台完了 合計 13台取付 ※後退時の固定物接触防止を図るため

#### 【安全運転支援】

##### ①バックソナー取付け写真



### 2. 2022年度 乗務員教育・車両整備関係の取り組み

項目	内 訳
日常点検立会い実施	①3ヶ月ごと福岡支社・北九州支社にて実施
乗務員の指導・教育	①新人乗務員への車両構造・日常点検の重要性に関する指導・教育を実施 ②新機構の取り扱い説明（エアコンシステム・安全装置など）
高圧燃料噴射装置に係わる故障防止	①インジェクター不具合防止 インジェクタークリーナー投入 22年度 21台実施 (3年ごとに年式別で実施継続)
車両異常 (メーカー対応)	①リコール・サービスキャンペーンの迅速な処置

### 3. 2022年度 車両故障件数

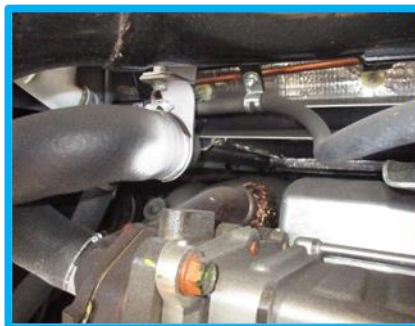
事業所	年度	上期計	下期計	年間総件数
福岡支社	2022	0	1	1
福岡支社	2021	1	0	1
北九州支社	2022	0	0	0
北九州支社	2021	0	0	0
2022年計		0	1	1
2021年計		1	0	1
			前年差	0件

### 4. 2023年度 安全投資等の取り組み

項目	対策車両	内容	対応
車両の安全対策	Jバス車両	エンジンルーム内へ消火設備を設置する	2023年度運輸事業振興助成交付金を活用 対象台数 8台



消火装置取付け場所



消火装置取付け写真



消火器ホース接続ホース

## 5. 2023年度 車両整備関係の取り組み

項目	対策車両	内容	備考
インジェクター クリーナー投入	23年度計画 台数 18台	インジェクター不良による故障防止（継続）	3年ごと年式別で実施
インターバル整備	全車両	インターバル遅れによる故障防止	整備と常に情報を共有

## 6. 2023年度 予防整備と乗務員教育の取り組み

### 1) 車両情報の把握（乗務員との積極的なコミュニケーション）

- 乗務員常会・日常点検立会時に車両情報を収集および素早い対応

### 2) 西鉄グループ・他社で発生した特異故障等の情報収集の強化

- 担当整備・メーカーと密に連絡を取り予防整備に努める

### 3) 繰り返し故障の撲滅

- 西鉄グループ・他社で発生した故障および過去の事象に基づく予防整備
- 担当整備・メーカーからの情報収集の強化
- 整備システム、スキャンツールの活用による予防整備

### 4) 乗務員教育

- 乗務員への日常点検方法および日常点検の重要性を指導
- 新人乗務員へ車両構造などの基礎教育（EDSS装置など）
- トラブル発生時の応急対応方法など

# 10. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

## 一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について (2023年3月31日現在)

主たる事務所住所 福岡市中央区那の津三丁目8番15号

事業所名 西鉄観光バス株式会社

代表者氏名・役職 代表取締役社長 湯地 雅夫

### ○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(年)		搭載車両導入台数			主な運行の態様
		最古	最新	ドライブレコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	
大型	70両	H17年式	R2年式	70両	70両	53両	団体旅行・学校や企業などの団体輸送 高速バス続行便
中型	5両	H17年式	R2年式	5両	5両	3両	団体旅行・学校や企業などの団体輸送
小型	0両						
任意保険の等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	対物保険	無制限		

### ○人員体制に関する情報

運転者	正規雇用	正規雇用以外	合計		
		64人	3人	67人	
社会保険等 加入者	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険	
	65人	65人	66人	66人	
運行管理者	11人				
整備管理者	6人				

## 11. 安全統括管理者

常務取締役 統括本部長 亀崎 元治

## 12. 安全管理規程

別紙1 【安全管理規程】参照

## 13. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2 【輸送の安全に関する2023年度計画】参照

別紙3 【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】参照

別紙4 【組織体制および指揮命令系統図】参照

別紙5 【事故、災害時の報告・連絡体制】参照



## 安 全 管 理 規 程

制定	平 18. 6.	1
実施	平 19. 3.	1
改定	平 20. 6.	21
改定	平 25.10.	1

### 第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この安全管理規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については本規定のほか、関係法令及び関連規定に定める。

### 第 2 章 輸送の安全確保に関する基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 2 条 社長及び自動車担当役員（以下「社長等」という。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ 安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2 輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし必要に応じて見直すものとする。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。



- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 4 管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第1項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。
- (1) 運行状況等について連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側とも常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。
  - (2) 委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。
  - (3) 受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。
  - (4) 受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有するよう努める。
  - (5) 安全を確保する為、安全協議会を年2回は開催する。

「平成24年7月31日:国自案第55号.国自旅第236号.国自整第78号に基づく」

### 第3章 輸送の安全確保に関する管理の体制

(社長等の責務)

第3条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。
- 3 社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。
- 4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。
- 5 社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

(組織)

第4条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
- 3 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるよう努める。
- 4 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する
  - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
  - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。
- (2) 実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 方針、重点施策、目標及び計画を実施する。
- (4) 報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 従業員に対し必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他統括管理を行う。

## 第4章 輸送の安全確保に関する管理の方法

### (重点施策の実施)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

### (事故防止対策の検討及び情報の共有)

第8条 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

- 2 社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互の必要な情報を伝達共有しなければならない。

### (事故、災害等に関する報告及び対応)

第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。

- 2 従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

### (教育及び研修)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

### (内部監査)

第11条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

- 2 安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果（改善すべき事項が認められた場合はその内容も）を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

### (情報の公開)

第12条 安全の輸送に関する施策、事故、災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめ「安全報告書」として外部に対し公表する  
②運輸規則第47条の第7号に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について

国土交通省に報告した場合には、すみやかに外部に対し公表する。

(記録の管理等)

第13条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置または予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については下記に定めるものとする。

書類名	保存期間	関係法規
運行管理表	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の4
乗務記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条
安全運転日報(運行記録計)	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
事故・災害報告書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二
運行指示書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十八条の二の2
苦情報告書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三条の2
乗務員台帳	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十七条の2
事故・災害警報、情報	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
関係官庁の通達事項	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
内部監査報告書	1年間	文書取扱規則
アルコール検知記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条
乗務員指導書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条
健康管理票	5年間	労働安全衛生法
運行記録計	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
日常点検票	3ヶ月	整備管理規程
定期点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
分解整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法

(規程の見直し)

第14条 本規程は、関係法令の改正および業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

## 付 則

- 1 この規程は、平成19年3月1日から実施する。
- 2 この規程は、平成20年6月20日、一部改定。
- 3 この規程は、平成25年10月1日、一部改定。

## 別紙2【輸送の安全に関する2023年度計画】

### (1) 年間スケジュール

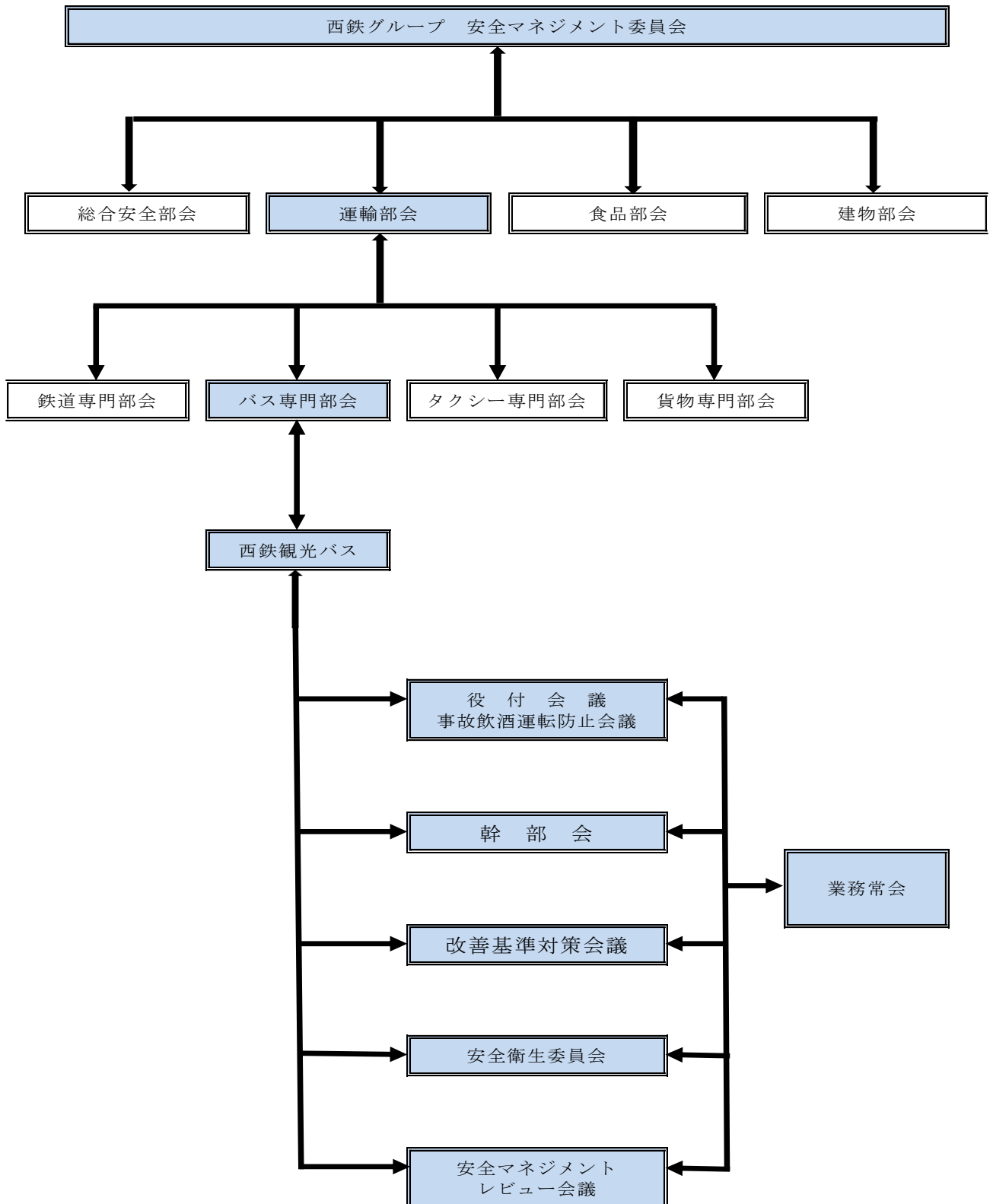
活動内容	
4月	西鉄グループ事故防止・飲酒運転防止研修会 安全誘導・巡回
5月	安全マネジメントレビュー会議 安全誘導・巡回
6月	西鉄バスグループ完全輸送運動大会 4day's tryal（個人の飲酒傾向の把握）
	西鉄バスグループ安全推進大会 業務常会
7月	西鉄グループ事故防止・飲酒運転防止研修会 安全誘導・巡回
	バスジャック対応訓練
8月	西鉄グループ飲酒運転撲滅大会 飲酒不祥事研修会
	業務常会
9月	西鉄グループ事故防止・飲酒運転防止研修会 安全誘導・巡回
10月	安全マネジメントレビュー会議 安全誘導・巡回
11月	西鉄グループ安全推進大会 西鉄グループ事故防止・飲酒運転防止研修会
	ドライバーズコンテスト 安全誘導・巡回
12月	消防・避難訓練 安全誘導・巡回
1月	安全無事故祈願 積雪時の安全運行教習（九州島内）
	業務常会
2月	西鉄グループ事故防止・飲酒運転防止研修会 業務常会
3月	内部監査（経営トップインタビュー） 安全誘導・巡回

### (2) 恒常的な1ヶ月のスケジュール

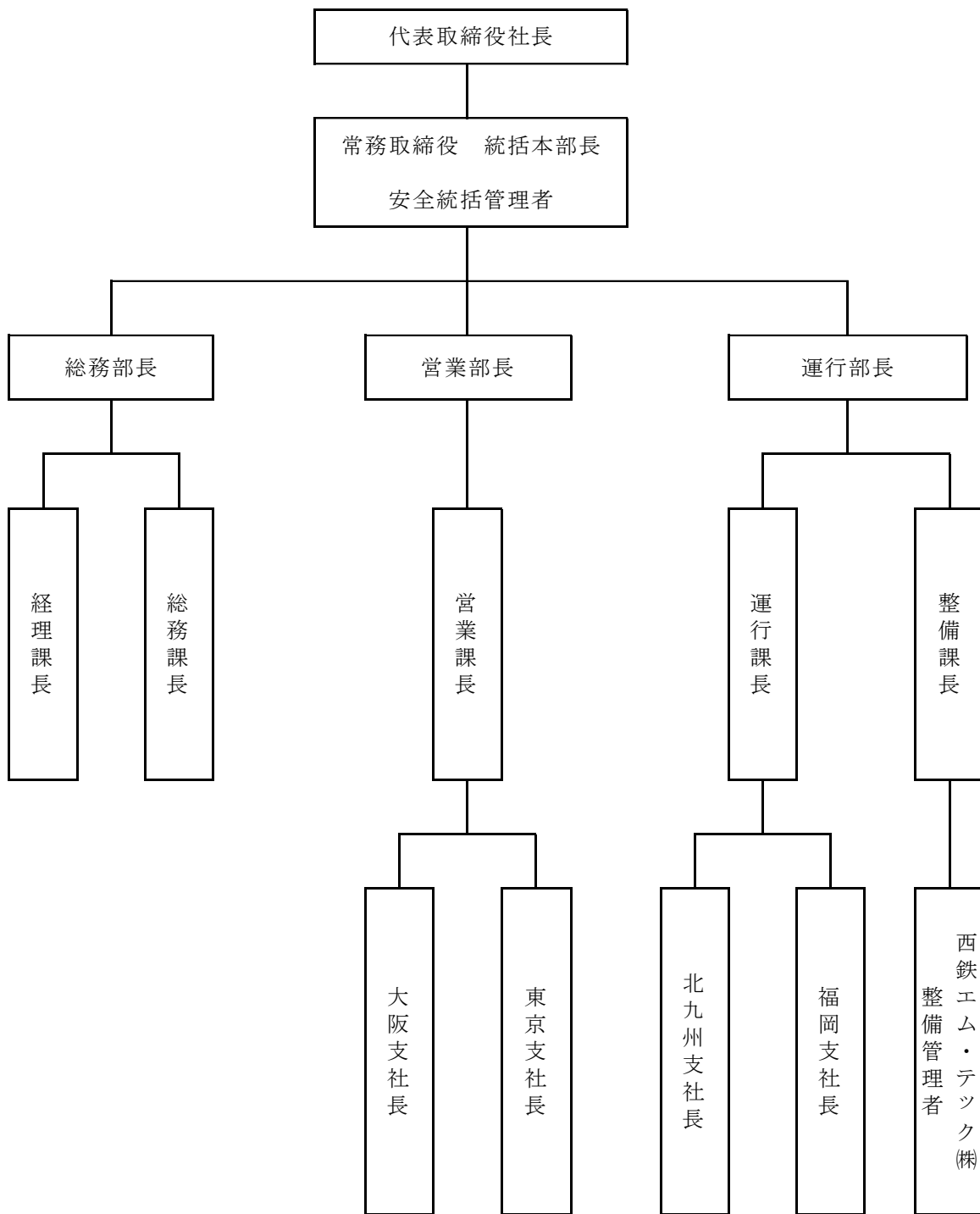
上旬	経営責任者職場巡回 西鉄グループ事故・飲酒運転防止会議
中旬	経営責任者職場巡回 改善基準対策会議
下旬	飲酒不祥事信頼回復の日（早朝点呼立会） 役付会議・事故飲酒運転防止対策会議
上・中・下旬	幹部会議（課長以上）毎週 携帯電話取り扱い確認協調日（4日・14日・24日）

このほか、宿泊地飲酒抑制啓発活動（抜き打ち検査）を実施しています。

### 別紙3【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】



# 別紙 4 【組織体制及び指揮命令系統図】



## 別紙5【事故、災害発生時の報告・連絡体制】

